

記入例①

収集運搬業

水銀使用製品産業廃棄物と水銀含有ばいじん等のどちらも取り扱わない場合

様式第十一号（第十条の十関係）

廃止
産業廃棄物処理業 届出書
変更

年 月 日

豊田市長 殿

届出者

〒471-8501

住 所 豊田市西町3丁目60番地

豊田市株式会社

氏 名 代表取締役 豊田 一郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0565-31-1212

平成〇〇年〇月〇日付け第09000△△△△△△号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項に

廃止

ついて したので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2
変 更

第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

		新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬（及び積替え保管）を行わない。 水銀含有ばいじん等の収集運搬（及び積替え保管）を行わない。	積替え保管の許可があり、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の積替え保管も行わない場合は「収集運搬及び積替え保管」と記載してください。
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）			
(ふりがな)	生 年 月 日	本	
氏 名	役 職 ・ 呼 称	住	所
		※水銀使用製品産業廃棄物と水銀含有ばいじん等のどちらも取り扱わない場合のみ、この廃止届を提出してください。 水銀使用製品産業廃棄物は取り扱うが、水銀含有ばいじん等は取り扱わない等、1品目でも取り扱う場合は変更届を提出してください。	
廃止又は変更の理由	省令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため		

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。